

## 自己申告プログラム導入のご案内

### 〈運用開始に向けて〉

自己申告プログラムは、ホールの会員管理システムを活用して、会員(遊技客)が1日の遊技の使用(投入)上限金額を自ら申告し、設定値に達した場合、翌来店日に店舗従業員が当該会員に知らせる新たな仕組みです(導入は任意)。これによって、自ら適度に楽しみたい、のめり込みを抑制したいと考えるお客様の要望に応え、安全・安心遊技をシステムの的に担保しようとするものです。



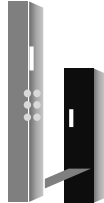


同プログラムは、さきにパチンコ・パチスロ産業 21 世紀会で制定した「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドライン」の中に、導入予定として盛り込まれていましたが、このほど現行の会員管理システムを活用した運用方法をまとめました。

自己申告プログラム導入に向けて、下記の必要な基本システム、準備事項等を参照ください。業界あげて取り組んでいる過度なめり込み抑止対策の一環として、多くのホールでの導入をお薦めします。

### 【目 次】

導入にあたり必要となる基本システム……………	2
事前準備について……………	3
自己申告プログラムのホール運用について…	4
自己申告プログラム申込書……………	6
自己申告プログラム変更申込書……………	7
自己申告プログラム ポスターおよびステッカー…	8
自己申告プログラムステッカー申込書……………	9
自己申告プログラム導入開始報告書……………	10
自己申告プログラム中止報告書……………	11

## 導入にあたり必要となる基本システム

	必 須			必要に応じて (カードユニットでエラー表示しないとき)	
					
	会員管理システム コンピュータ	プリペイドシステム コンピュータ	CRユニット メダル貸機 (会員カード対応)	POS	ホール コンピュータ
利用履歴 照会操作	○				
利用制限 登録操作	○	○			
従業者又は 会員への報 知			○ (エラー表示)	○ (エラー表示)	○ (音声)

※会員管理システム用コンピュータとプリペイドシステム用コンピュータの一体型あり。

○印 = 当該機器で出来ることが必要。

### 〈必要となる基本システムについて〉

自己申告プログラムの導入にあたっては、最初に、上記の基本システムで示しているように、各ホールで導入の会員管理システム等の仕様によって、自己申告された会員の利用履歴照会や会員への報知等のシステムが異なりますので、事前に会員管理システムメーカーにご確認ください。

そのうえで、自己申告された会員の利用履歴(金額)の照会・操作の方法や、自己申告金額を超えた会員の利用制限登録の方法などについて、各店でマニュアルを整備しておくことが必要です(次ページ参照)。

## 事前の準備について

### ① 申告書を受付・保存



専用の「自己申告プログラム申込書」が必要です。

申込書を綴りこむファイルや収納場所の確保も必要です。

### ② 開店後の処理 1



申込み会員の利用金額を照会操作するマニュアル（※）が必要です。

※会員管理システムメーカーごとに仕様が異なります。

### ③ 開店後の処理 2



指定の金額上限を超えた会員に利用制限の登録をするマニュアル（※）が必要です。

※会員管理システムメーカーごとに仕様が異なります。

※会員管理システムメーカーとCRユニットメーカーが異なるときは、プリペイドシステム用コンピュータでも登録が必要です。

### ④ 翌日以降



システムの組み合わせにより報知方法が異なるため、会員対応方法については、利用の会員管理システムメーカーに事前に確認しておく必要があります。

## 自己申告プログラムのホール運用について

### ■前提

- ・ 入場規制無し
- ・ 遊技規制無し
- ・ 遊技自粛勧奨有り

### ■対象者

- ・ ホール貯玉会員カード所持者

### ■申請者

- ・ 本人

### ■対象期間

- ・ 1年間（継続は再申請を前提、自動更新はしない）

### ■必要書類

- ・ 自己申告プログラム申込書（チェック項目付）……6 ページ参照
- ・ 本人希望の顔写真(ホール撮影可)
- ・ 顔写真付き身分証明書の確認

### ■自己申告プログラム申込書記入項目

- ・ 申請日
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 会員番号
- ・ 遊技（投入）上限金額（1日の遊技金額を設定（設定単位：1万円））
- ・ 有効期間（1年）

### ■運用

1. 自己申告プログラムの周知
  - 1) ホール内：告知文書の店内貼付（ポスター、ステッカー等）…8 ページ参照
  - 2) ホール外：HP等、DM、チラシ等については、ホールの判断
2. 会員への説明
  - 1) ホールスタッフによる自己申告プログラムの説明
  - 2) ホールスタッフによる個人情報取り扱いの説明
3. 申込み受付
  - 1) 「自己申告プログラム申込書」（写真貼付）の提出
  - 2) 顔写真付きの身分証明書のコピーを自己申告プログラム申込書へ添付
  - 3) 個人情報の利用目的、取扱者(利用者)等の同意（自己申告プログラム申込書に併記）
4. 運用開始
  - 1) 会員管理システムへの設定  
イ：会員番号   ロ：遊技上限金額

## 5. ホールの運用

- 1) 上限額を超えた当日は、一切申請者へ対応をしない
- 2) 閉店後、会員管理システム等で申請者の遊技金額を確認
- 3) 翌日以降、遊技上限額を超えた申請者情報（氏名、顔写真、遊技金額）をホールスタッフへ周知
- 4) 遊技上限額を超えた申請者を発見する為の対応
  - ①監視カメラの見守りで発見  
→インカムによるホールスタッフへの音声告知
  - ②ホールスタッフの見回りで発見
  - ③会員カード挿入時に会員管理システムで発見（会員管理システムの変更が可能なホールのみ）  
→例えば、事務所コンピュータ、POSへ画面表示、ユニットのエラー表示等
- 5) ホールスタッフは、遊技上限額を超えた申請者へ、有効期間内において前回来店日に上限の遊技金額が超過した旨を伝える

## 6. 遊技上限額の超過を告知したとき

- 1) 遊技しないでホールから退店
- 2) 申告上限額変更もしくは解除の申込み等
  - ①プログラムは継続するが、本日に限り遊技することの意思表示
  - ②自己申告プログラム変更申込書（申告上限額の変更または解除の申込み）

……………7ページ参照

### ■自己申告プログラム申込書の記載項目

1. 主旨 : 自ら適度に楽しみたい、のめり込みを抑制したいと考える遊技客本人の要望に応え、安全・安心な遊技を担保する
2. 概要 : 申請者が任意で1日の遊技（投入）金額を自己申告し、その設定値を超えた場合、ホールスタッフが翌来店日に当該申請者に知らせる
3. 方法 : 監視カメラ、ホールスタッフの見回りで当該申請者を見守る  
会員管理システムでの玉貸し中止（会員管理システムの変更が可能なホールのみ）
4. 上限超え : 遊技上限額を超えたことを告知された当日の遊技については、申請者本人のその時点での意思を尊重する
5. 個人情報 : 遊技上限額を超えた申請者を見守るために個人情報を利用する  
申請者を見守るホールスタッフ全員が個人情報を共有する

### ■導入開始報告／中止報告

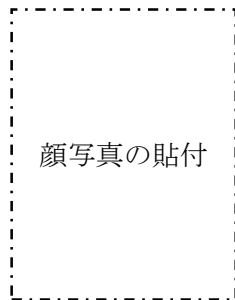
1. 導入開始報告……………10ページ参照  
導入開始にあたり依存問題PT兼WG(事務局: 日遊協)に報告する。
2. 導入中止報告……………11ページ参照

## 自己申告プログラム申込書

私は、以下の事項全てを自らの意志で要望し、自己申告プログラムに申し込みます。

※確認するためにレを記入します。

- 私は、パチンコ・パチスロ（以下「遊技」といいます。）が余暇のひとつとして、適度に楽しみ、遊ぶためのものであると考えます。
- 私は、自らの意志で1日の遊技（投入）金額（以下「申告上限額」といいます。）を自己申告し、その申告上限額を超えたとき、有効期間内の次回来店時に、ホールスタッフから、前回来店日に申告した申告上限額を超えた旨の通知がなされることを申請します。
- 私は、監視カメラ、ホールスタッフの見回り、または会員管理システムでの玉貸しの中止（会員管理システムの変更が可能なホールのみ）がなされることに同意します。
- 私は、申告上限額を超えたことを通知された日の遊技については、自己責任で判断します。
- 私は、自己申告プログラムの運用の範囲で、個人情報の利用及びホールスタッフ等を含む関係者が私の個人情報を共有することを承諾します。
- 監視カメラ、ホールスタッフの見回り、またはシステム上の問題等、様々な状況により申告上限額を超えていた旨を通知することがなされなかったとき、これにより生じた金銭の損害、精神的な問題、家族、友人等との人間関係等、あらゆる個人的なトラブルを自己申告プログラムによるものであるとしません。



【本人確認のための顔写真付き身分証明書等】

- 運転免許証
- パスポート
- 社員証
- その他（ ）

(※顔写真の店内撮影可)

- ・ 申 請 日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- ・ 住 所 : \_\_\_\_\_
- ・ 会 員 番 号 : \_\_\_\_\_
- ・ 1日の遊技上限額(申告上限額) : \_\_\_\_\_ 万円 (1万円単位)
- ・ 有 効 期 間 ( 1 年 ) : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- ・ 氏 名 ( 自 署 に 限 る ) : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 店 店長 殿

## 自己申告プログラム 変更申込書

私は、さきに申し込みました自己申告プログラムの内容について、下記のとおり変更を申し込みます。

※確認するために該当箇所にレを記入します。

- 私は、さきに申し込みました自己申告プログラムの申告上限額を\_\_\_\_\_万円(1万円単位)に変更  
します。
- 私は、さきに申し込みました自己申告プログラムの内容を解除します。

・ 申 請 日                   : \_\_\_\_\_ 年    月    日

・ 住       所                   : \_\_\_\_\_

・ 会員番号                   : \_\_\_\_\_

・ 有効期間(1年)           : \_\_\_\_\_ 年    月    日    ~    年    月    日

(※有効期間は申告上限額の変更の場合のみ記入)

・ 氏 名(自署に限る)       : \_\_\_\_\_

## 自己申告プログラム ポスターおよびステッカー

自己申告プログラムの導入にあたり、店内に以下の告知ポスターおよびステッカーを掲示しましょう

ポスターデータは、添付ファイルよりダウンロードしてください。

導入ステッカーは、店舗入口への貼付用として作成したものです。同ステッカーは、添付ファイルを基に各店で制作されてもかまいません。

導入ステッカーの購入申し込み(実費: 1枚 300円=消費税込)は、次ページの申込書によりお願いします。



① パチンコ・パチスロを適度に楽しみたい ② のめり込みを抑制したい

依存(のめり込み)問題に取り組みたいというお客様にお答えするサービスです。お客様から1日のご遊技金額を申告して頂き、その設定値を超えた場合、ホールスタッフが次の来店日に申告されたご遊技金額を超えた旨をお伝え致します。

※自己申告プログラムはパチンコ・パチスロの遊技金額を制限するサービスです。また、パチンコ遊技機は遊技機の設置場所やゲーム機の種類によって異なります。詳細は各店舗の案内をご覧ください。



▶ 申告書を提出

「自己申告プログラム申込書」に必要な事項を明記し、受付カウンターに提出します。



▶ 利用上限に到達

申告した1日のご遊技金額を超えてしまうと、翌日以降会員カードでのご遊技することができなくなります。



▶ 店舗スタッフからの  
お声かけ

設定値を超えてしまった場合、次の来店日にホールスタッフがご遊技金額を超えた旨をお伝えいたします。

パチンコ・パチスロは適度に  
楽しむ遊びです。

〈自己申告プログラム 告知ポスター〉



〈自己申告プログラム ステッカー〉  
(サイズ: 128mm×128mm)



平成 年 月 日

FAX 03-3553-4334 行き

(一社)日本遊技関連事業協会 御中

### 自己申告プログラム ステッカー申込書

下記にステッカー申込枚数、送付先等をご記入のうえお申込みください。

ご購入金額のお振込みを確認後、郵送いたします。(振込手数料は、貴社にてご負担願います)

品 名	申込み枚数・金額
自己申告プログラム ステッカー	( ) 枚
購入金額 1枚 300円(税込) × 購入枚数	(合計 )円

※振込先: 三井住友銀行 上野支店 口座番号 普通 7354289  
口座名義 一般社団法人日本遊技関連事業協会

送付先 住所	〒
社名(店名)	
担当者 氏名	
担当者 役職	
TEL	
FAX	

※ゴム印を押印される場合は、明瞭にお願いします。

※ステッカー問合せ先: 日遊協・総務課 TEL03-3553-4333

平成 年 月 日

FAX 03-3553-4334 行き  
依存問題PT兼WG事務局  
(一社)日本遊技関連事業協会 御中

ホール名 \_\_\_\_\_

## 自己申告プログラム導入開始 報告書

当店は、下記の通りこのほど自己申告プログラムを導入しましたので、報告します。  
宜しくお願い致します。

導入店舗名	
導入店 所在地	
導入店 電話番号	
担当者氏名	
担当者役職	
法人名	
導入開始日	平成 年 月 日

※今後、自己申告プログラム導入店一覧は、安全・安心遊技の確保の観点から一般社団法人貯玉補償基金ホームページへの掲載を検討します。

(注)自己申告プログラムの導入報告後、同プログラムの運用を中止(廃止)された場合は、次ページの中止報告書により、速やかに日遊協にご連絡ください。

平成 年 月 日

FAX 03-3553-4334 行き  
依存問題PT兼WG事務局  
(一社)日本遊技関連事業協会 御中

ホール名 \_\_\_\_\_

### 自己申告プログラム中止報告書

当店は、このほど自己申告プログラムを中止しましたので、下記の通り報告致します。  
宜しくお願い致します。

中止店舗名	
店舗所在地	
電話番号	
担当者氏名	
担当者役職	
法人名	
中止日	平成 年 月 日